

陸上自衛隊仕様書

品名	作成日	令和6年2月20日
歯科技工	作成部隊名	小倉駐屯地業務隊衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊小倉駐屯地において使用する歯科技工物の製作について請負業者が実施する共通事項について適応する。

1.2 歯科技工物の品名及び規格及び予定数量

別紙のとおり。

1.3 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 歯科技工物の製作に関する要求事項

2.1 要求方法

歯科技工物の製作に関する要求は発注書を用いて行う。

2.2 製作場所

歯科技工物の製作は請負業者の施設において実施する。

2.3 材料及び部品

2.3.1 準備

歯科技工物に係る資器材及び材料（金銀パラジウム合金及び銀合金をのぞく）は請負業者が準備するものとする。

2.3.2 支給

歯科技工物の製作に係る材料は官側の要求を満たすものを使用することとし、以下の材料については官給支給とする。

品名	数量	備考
金銀パラジウム合金	必要数 (g)	
銀合金	必要数 (g)	

2.4 歯科技工物の製作の細部に関して不明な点が生じた場合は、その都度官側に通知し、指示を仰ぐものとする。

3 歯科技工の集荷

3.1 集荷依頼

集荷の依頼については、官側が前日に請負業者へ連絡をする。

3.2 集荷

歯科技工物は、印象採得の翌日（日、祝日等は除く）に集荷する。

4 検査

原則として請負業者の立ち会いの上、官側の完成検査を実施するものとする。

5 その他

5.1 毎月末に材料（金銀パラジウム及び銀合金）の使用量、残量及び当該月の技工料金を報告するとともに、各期末に残量の実物点検を実施するものとする。

5.2 請負業者は、本仕様書に関して疑義が生じた場合、その都度官側と協議するものとする。